

国立国会図書館国会分館奉仕要領

(昭和六十二年八月五日館長決定第七号)

改正

昭和六十三年十二月	十四日	館長決定第十号
同 六十三年十二月二十八日	同	第十三号
平成 三年十二月十九日	同	第四号
同 四年 四月二十八日	同	第二号
同 六年 三月八日	同	第一号
同 九年 七月十四日	同	第五号
同 十年 三月二十三日	同	第二号
同 十三年 三月三十日	同	第四号
同 十四年 十月三日	同	第十九号
同 十五年 七月十八日	同	第四号
同 十六年 九月二十八日	同	第六号
同 十八年 十月二十六日	同	第六号
同 十九年 三月二十八日	同	第二号
同 二十一年十二月二十四日	同	第八号
同 二十三年十二月二十二日	同	第十六号
同 二十五年 六月二十一日	同	第五号
同 二十六年 三月七日	同	第二号
同 二十八年 三月二十五日	同	第六号
令和 四年 三月二十九日	同	第二号
同 五年十二月八日	同	第四号

国立国会図書館国会分館奉仕要領を次のように定め、昭和六十二年八月六日から施行する。

第一章 総則

(趣旨)

1 国立国会図書館国会分館(以下「国会分館」という。)における国立国会図書館(以下「館」という。)が収集した図書その他の図書館資料(この項に規定する電子情報を除く。以下同じ。)

及び電子情報(国立国会図書館資料利用規則(令和四年国立国会図書館規則第一号。以下「利用規則」という。))第二条第二号に規定する電子情報をいう。以下同じ。)(以下「資料」と総称する。)の利用に係る事務の取扱いは、この要領の定めるところによる。

(利用者)

2 この要領による国会分館の奉仕対象となる者は、国会議員(以下「議員」という。)及び次の各号に掲げる者とする。

一 議員であった者

二 議員の秘書(国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第三百十二条に規定する秘書その他議員に使用される者で衆議院若しくは参議院(以下「院」という。)が定める院の出入りのために必要な記章(以下「院の出入記章」という。)を帯用しているものをいう。以下「秘書」という。)

三 国会職員(国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第一条に掲げる国会職員(館の職員を除く。))のほか、国会職員であった者で院の出入記章を帯用するものを含む。)

四 院の会派職員、院の会派を構成する政党の職員、政府特別補佐人、報道関係者その他の者で、院の出入記章を帯用するもの
五 前各号に掲げる者のほか、調査及び立法考査局長が特に認める者

(議員であった者に係る事務)

3 議員であった者に係る事務の取扱いは、第二十四項に規定する複写のうち電気通信回線を通じて送信する方法によるものを除き、

議員の例によるものとする。

(休館日)

4 休館日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日（第二号に掲げる日を除く。）

四 館長が臨時に必要があると認めた日

5 前項第三号において、十二月二十八日又は一月四日が同項第一号に掲げる日に当たるときは、「十二月二十八日」とあるのは、「十二月二十七日（その日が前項第一号に掲げる日に当たるときは十二月二十六日）」と、「一月四日」とあるのは、「一月五日（その日が前項第一号に掲げる日に当たるときは一月六日）」と読み替えるものとする。

6 前二項に規定する休館日に当たる日であっても、国会審議の状況により館長が必要があると認めたときは、開館するものとする。

(利用の制限等)

7 利用規則第七条に規定する利用の制限等をする資料は、国会分館においてもその利用の制限等をするものとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、必要な条件を付して利用させることができる。

(資料の亡失等に係る措置)

8 利用中の資料を亡失し、又は損傷した者に対しては、別に定め

るところにより、当該資料に相当するものの納付又は損害の賠償を求めるものとする。

第二章 閲覧

(閲覧室)

9 閲覧室は、次のとおりとする。

一 議員閲覧室

二 職員閲覧室

10 議員閲覧室の利用は、議員に限るものとする。

(閲覧時間)

11 閲覧時間は、午前九時から両議院の本会議又は最終の委員会の散会時刻までとし、本会議若しくは最終の委員会が午後五時に前に散会したとき、又は本会議若しくは委員会が開かれないときは、午後五時までとする。ただし、調査及び立法考査局長は、国会審議の状況等により、当該閲覧時間を変更することができる。

(議員の閲覧)

12 議員から国会分館所属の資料（以下「分館所属資料」という。）の閲覧の申出があつたときは、調査及び立法考査局国会分館の職員が当該閲覧に係る資料の出納等を行う。

13 議員から館の所蔵資料で分館所属資料以外のもの（以下「本館等所蔵資料」という。）の閲覧の申出があつたときは、国会分館において当該閲覧に必要な手続を行う。

(議員以外の者の閲覧)

14 議員以外の者による分館所属資料の閲覧は、閲覧者自らが公開書架から資料を帯出して行う。

第三章 貸出し

(貸出しの手続)

15 分館所属資料の貸出しは、国会分館情報システムを用いた手続によるものとする。ただし、国会分館情報システムによる管理が行われていない分館所属資料の貸出しは、別に定める貸出票によるものとする。

16 前項ただし書の規定は、電気通信回線の故障その他やむを得ない事由により国会分館情報システムを用いた手続を行うことができない場合について準用する。

17 議員から本館等所蔵資料の貸出しの申出があったときは、国会分館においてその手続を行う。

(貸出資料の数)

18 議員以外の者に貸し出す分館所属資料の数は、未返却のものを含め、五件以内とする。ただし、調査及び立法考査局国会分館長（以下「国会分館長」という。）が認めたときは、その数を増減することができる。

(貸出しをしない資料)

19 分館所属資料のうち新聞、雑誌等の最近号は、貸出しをしないものとする。ただし、国会分館長が認めたときは、短期間限り、貸し出すことができる。

(貸出期間)

20 分館所属資料の貸出期間は、次のとおりとする。

一 図書（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 一月

二 新刊図書（国会分館の所属となつてから二年以内の図書（参

考図書を除く。）をいう。） 三週間

三 参考図書、議事資料、新聞及び雑誌 一週間

21 前項の規定にかかわらず、国会分館長が認めたときは、貸出期間を短縮することができる。

(貸出期間の更新)

22 分館所属資料の貸出期間の更新は、当該資料の現物を確認の上、一回に限るものとする。

(返却の督促)

23 分館所属資料の返却の督促は、当該資料の貸出期間満了時に行うものとする。

第四章 複写

(議員からのレファレンスの処理に伴う複写)

24 分館所属資料及び電子情報の議員からのレファレンスの処理に伴う複写で、一件当たり四十枚以内で処理できるものについては、無料とする。ただし、国会分館長が認めたときは、その枚数を超えた分についても無料とすることができる。

25 前項に規定する複写のうち電気通信回線を通じて送信する方法によるものについては、同項中「四十枚以内」とあるのは、「四十枚に相当する分量の範囲内」とする。

26 前項に規定する方法による複写は、当該方法によることが資料の記録形式その他の事情に照らして不相当であると国会分館長が認めたときは、行わない。

(議員以外の者による複写)

27 第二項第二号から第五号までに掲げる者による分館所属資料

及び電子情報の著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第四十二条の規定に基づく複写（電気通信回線を通じて送信する方法によるものを除く。）で、一件当たり二十枚以内で処理できるものについては、無料とする。ただし、国会分館長が認めるときは、その枚数を超えた分についても無料とすることができる。

28 前項に規定する複写は、当該複写を申し込んだ者に国会分館に設置された複写機を自ら操作して行わせるものとする。

（有料の複写）

29 第二十四項及び第二十七項の規定に該当しない分館所属資料及び電子情報の複写については、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十一条第一項第一号に規定する複写の例による。ただし、議員から当該複写の依頼があったときは、調査及び立法審査局国会分館の職員がその手続を代行する。

第五章 レファレンス

（レファレンスの範囲）

30 レファレンスの範囲は、次のとおりとする。

- 一 館の利用案内
- 二 図書館資料及び電子情報の所蔵調査
- 三 図書館資料及び電子情報の書誌的事項の調査
- 四 分館所属資料及び電子情報に基づく文献調査及び簡易な事実調査

五 資料の入手及び検索方法に係る援助

六 特定主題に関する簡易な文献目録（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない

方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）の作成

（レファレンスに係る依頼の回付）

31 国会分館においてレファレンスに係る依頼を接受し、又はレファレンスを処理するに当たり、当該レファレンスに係る資料を欠く場合その他依頼者の要求に十分に対応することが困難な場合には、速やかに調査及び立法審査局国会レファレンス課に当該依頼を回付するものとする。

（回答の方法）

32 レファレンスの回答は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- 一 面談又は電話
- 二 資料の提示、提供、複写又は貸出し
- 三 文献目録等（電磁的記録を含む。）の作成

第六章 雑則

（細部事項）

33 この要領を運用するために必要な細部事項は、調査及び立法審査局長が別に定める。

（廃止）

34 国立国会図書館国会分館奉仕要領（昭和四十二年館長決定第一号）は、廃止する。

改正文（昭和六十三年十二月十四日館長決定第十号）抄

昭和六十四年一月一日から施行する。

改正文（昭和六十三年十二月二十八日館長決定第十三号）抄

昭和六十四年一月一日から施行する。

改正文（平成三年十二月十九日館長決定第四号）抄

平成三年十二月十九日から施行する。

改正文（平成四年四月二十八日館長決定第二号）抄

平成四年五月一日から施行する。

附 則（平成六年三月八日館長決定第一号）

本件は、平成六年三月八日から施行する。

附 則（平成九年七月十四日館長決定第五号）

本件は、平成九年七月十四日から施行する。

附 則（平成十年三月二十三日館長決定第二号）

本件は、平成十年三月二十三日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十日館長決定第四号）

本件は、平成十三年三月三十日から施行する。

附 則（平成十四年十月三日館長決定第十九号）

本件は、平成十四年十月三日から施行する。

附 則（平成十五年七月十八日館長決定第四号）

本件は、平成十五年七月十八日から施行する。

附 則（平成十六年九月二十八日館長決定第六号）

本件は、平成十六年九月二十八日から施行する。

附 則（平成十八年十月二十六日館長決定第六号）

本件は、国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程（平成十八年国立国会図書館規程第三号）の施行の日から施行する。

（施行の日：平成十八年十月二十六日）

附 則（平成十九年三月二十八日館長決定第二号）

本件は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年十二月二十四日館長決定第八号）

本件は、平成二十一年十二月二十四日から施行する。

附 則（平成二十三年十二月二十二日館長決定第十六号）

本件は、平成二十三年十二月二十二日から施行する。

附 則（平成二十五年六月二十一日館長決定第五号）

本件は、平成二十五年六月二十一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月七日館長決定第二号）

本件は、平成二十六年三月七日から施行する。ただし、第二項の規定は、同月七日から施行する。

規定は、同月七日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日館長決定第六号）

本件は、平成二十八年三月二十五日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日館長決定第二号）

本件は、令和四年三月二十九日から施行する。

附 則（令和五年十二月八日館長決定第四号）

本件は、令和五年十二月八日から施行する。